

全国社会人クラブバドミントン選手権大会（個人戦）および
全国社会人クラブ対抗バドミントン選手権大会の
参加資格について

大会参加者(選手・監督・コーチ)の資格は、申込締切日までに以下のことが完了されていること。

1. 日本協会に会員登録済あるいは申請中であること
 - ・ 日本バドミントン協会（以下、日本協会と記す）のシステムで日本協会ならびに申込を行った都道府県バドミントン協会（以下、都道府県協会と記す）および同じ都道府県社会人クラブバドミントン連盟（以下、都道府県クラブ連盟と記す）における会員登録が確認できること。
 - ※ **登録されている都道府県協会から参加申込をすること（登録以外の都道府県協会からの大会参加は不可）。**
 - ※ 都道府県協会において都道府県クラブ連盟に登録。
 - ※ 都道府県協会において都道府県クラブ連盟に登録を出来ない場合は、他連盟(8連盟)以外で登録をすること。
 - ・ 申請中とは、申請手続きは完了しているが日本協会のシステムに反映されていない状態で、**大会二日前の17：00までに会員登録が確認できること。**
2. 審判員資格の取得済・申請中であること
 - ・ 審判員資格を取得済で、日本協会のシステムで確認ができること。
 - ・ 申請中とは、審判員資格検定を受講済で合格をしているが、日本協会のシステムに反映されていないが、**大会二日前の17：00までには取得済と確認できること。**
また、過去に資格失効をしていて復活申請手続きを完了しているが、日本協会のシステムに反映されていないが、**大会二日前の17：00までには取得済と確認ができること。**
3. 1. の日本協会会員登録確認(システム反映)および 2. の審判員資格取得確認(システム反映)については、**申込選手が所属する都道府県クラブ連盟等の大会申込責任者が責任を持って確認した上で参加申込書を提出すること。**
4. 1. および 2. の申請中の選手については、大会申込責任者が申請中であることの確認を行い、大会二日前までに日本協会のシステムに反映されたことを大会主管(大会申込先)に報告をすること。
5. 登録済み・申請済みの確認（システム反映）が取れない選手については、大会二日前までに大会申込責任者から確認が取れない旨の報告を大会主管(大会申込先)にすること。
6. 5. で**確認が取れなかった該当選手は失格とする**。団体戦の場合、**該当選手の削除提出がされない時は当該選手参加チームを棄権とする**。
7. 6. で失格、棄権となった場合の大会参加料は返金しない。

本件連絡先：
日本社会人クラブバドミントン連盟
競技委員長：生田 健一
e-mail：msbf@all-japan-msbf.com